第38期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

共栄セキュリティーサービス株式会社

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.kyoei-ss.co.jp)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

発行決議日		2018年9月26日		
新株予約権の数		145個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 14,500株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金	額	払込を要しない		
新株予約権の行使個	額	新株予約権1個当たり190,000円 (1株当たり1,900円)		
新株予約権の行使期	間	自 2020年11月1日 至 2028年9月30日		
新株予約権の行使の条件		新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他の正当な理由を取締役会で認めた場合はこの限りではない。また、新株予約権の相続を認めないものとする。		
新株予約権の譲渡に	関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承 認を要するものとする。		
	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 145個 目的となる株式数 14,500株 保有者数 2名		
役員の保有状況	社外取締役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名		
	監査役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名		

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算 出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等 の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、その会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制の整備を図るため、「内部統制システムに関する基本方針」を決議いたしております。その内容の概要は以下のとおりであります。

- 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識の上で、当社及び子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「グループ社員行動規範」の遵守徹底を図る。コン

プライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。

- ② 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督する。
- ③ 内部通報規程に基づき、社員等からの法令違反行為の情報提供を受けると ともに、社内及び社外相談窓口を設けてコンプライアンス体制の強化・充 実を図る。
- ④ 代表取締役社長直轄である内部監査室は、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指導を行う。
- ⑤ 財務報告の信頼性確保のために、内部統制システムの整備・改善を行い、 その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと ともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
- ⑥ 当社は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求 行為に対し、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない 体制を整備することに努める。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 企業秘密及び個人情報等を管理するため「機密事項管理規程」、「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ基本規程」を定め、適正な取扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため「文書管理規程」を定める。
 - ② 取締役会その他重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録 についても、文書管理規程に基づき、文書または電磁的記録媒体に記録し、 適切に保存管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとす る。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社及び子会社において、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」 を制定し、主要なリスクの認識リスクの種類に応じた管理を行い、予防的 に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
 - ② 当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」において、各種リスク管理の 方針に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は、取締役会において 報告を行う。

- 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、毎月1回行われる定時取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - ② 取締役会は、取締役会規則ならびに職務権限規程を制定し、取締役会決裁、 社長決裁等の決裁権限を明確に定める。
 - ③ 取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
 - ④ 当社は事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部門 及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を 通じて業績目標の達成を図る。
 - ⑤ 財務経理部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役 会に報告する。
 - ⑥ 内部監査室は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査 を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるとき には、連携してその対策を講ずる。
- 5. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①「関係会社管理規程」等に基づき、子会社の職務執行状況を管理するととも に、業務運営の適正を確保することに努める。
 - ② 子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
 - ③ 子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り親子会社間での適正な取引に努める。
 - ④ 当社の内部監査室は、子会社の内部監査を定期的に行う。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、使用人の中から監査役補助者を任命する。
 - ② 監査役補助者は、監査役の専任とし、業務執行に係る役職を兼務せず、監 査役以外の指揮命令は受けない。
 - ③ 監査役補助者の異動、人事評価及び懲戒等に関する決定は監査役の同意を 要する。

- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
 - ② 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、 監査役が必要と判断した場合、取締役及び使用人に該当書類の提示や説明 を求めることができる。
 - ③ 取締役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンス に関する重要な事実及び業績に影響を与える重要な事項を発見した場合、 直ちに監査役に報告する。
 - ④ 監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めた場合、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
 - ⑤ 内部監査室は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社における監査計画、結果及びリスク管理状況等の現状を報告する。
 - ⑥ 当社グループは、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に不利 な取り扱いを行うことを禁止する。
- 8. 監査役の職務執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。
 - ② 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携を保ちつつ、監査役監査の実効性確保を図る。
 - ③ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、取締役会により決議された前記(1)の業務の適正を確保するための体制につき、その適切な運用に努めております。当事業年度におけるかかる体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守し、倫理的に事業活動を行うことに取り組んでおります。当社の「グループ社員行動規範」は、重要なテーマやリスクに関する核となる価値観や基本方針を定めており、当社の役員・管理職は、自ら範を示し、この取り組みを実行しております。当社は、役職員が企業倫理に関する懸念を抱いた場合にはこれを報告し、また、どのように行動することが最善かを確認することを奨励するとともに、誠意をもって不正行為を報告した役職員に不利益な取扱いや嫌がらせ等がなされることのないよう保護することを「内部通報規程」により明文化し、通報者保護に努めております。当社には、「内部通報制度」をはじめとする、企業倫理に関する質問や問題を役職員から随時受け付けている報告・相談窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令系統から独立して運営されております。内部通報制度の受付窓口は、専門の第三者機関が運営しており、社外弁護士が対応にあたっております。通報案件は内密に処理され、匿名で通報することができます。

さらに、本社及び全支社・営業所、連結子会社を対象とした内部監査の実施、 財務報告に係る内部統制の評価活動等を通じ、問題点の早期発見ならびに是正 を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要会議の議事録・会議資料等、取締役の職務の遂行に係る文書、その他の情報の保存・管理に係る事項については内部規則として明文化し、その周知徹底に努めており、その他の情報についても、法令及び当社の内部規則に従い適切に保存及び管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の本社及び全支社・営業所、連結子会社は、それぞれの担当領域において定期的にビジネスリスクを検討・評価し、リスクの積極的な予見・適切な評価・回避・軽減等に取り組んでおります。当社の取締役は、自己の担当領域において、当社に損失を与えうるリスクを管理するために必要な体制の整備・運用を推進しております。

また、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を原 則として四半期に1回開催しております。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む5名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席し、「取締役会規則」に従い原則として月1回開催され、経営上の重要な意思決定及び職務執行の適切な監視を行っております。

また、経営に関する迅速かつ効率的な意思決定を可能にすべく、それぞれの 意思決定に係る権限と責任範囲を明確化した「職務権限規程」、その他の内部規 則を明文化し、その周知徹底に努めております。

これらの社内規程については事業環境や経営体制等を踏まえ、適宜見直しを実施しております。

5. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を制定し、経営企画室において、子会社から職務執行に係る事項及び損失の危険に係る重要な情報の報告を適時受けるとともに、子会社からは業況の報告を毎月受け、経営計画等の進捗管理を行っております。

また、当社は子会社と連携して内部通報制度を適用し、グループにおけるコンプライアンス体制の強化に取り組むとともに、「反社会的勢力対応規程」の制定などにより、反社会的勢力の排除に努めております。また、当社の内部監査部門は、連結子会社に対して査察し指導しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項当社は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」を制定し、監査役監査の実効性を確保するための体制として、監査役の職務を補助するための使用人の配属と人選、取締役からの独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項について定めております。

— 7 —

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、取締役及び社員等から職務の執行状況等に関して、監査役(会)に定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項については、随時速やかに報告を行っております。

また、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けた事例はありません。

- 8. 監査役の職務執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 監査役(会)の職務の執行について生じる費用については、遅滞無く処理されております。
- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、取締役会に出席し、経営執行状況の適切な監視を行うとともに、 取締役及び使用人から業務に関する重要事項の報告、内部監査部門から監査状 況に関する報告、内部通報の窓口部署から重要な内部通報に関する報告等を受 け、職務の執行状況を監視しております。監査役へ報告を行った当社の取締役、 使用人及び子会社の取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な 取り扱いを行ったことはありません。

監査役は、支社・営業所及び子会社への往査を定期的に実施するとともに、 代表取締役ならびに社外取締役との意見交換を実施しております。また、会計 監査人との意見交換会を定期的に開催し、監査上の問題について意見交換を行 っております。

連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:千円)

			株	主 資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高		498, 707	535, 410	2, 880, 019	△193, 539	3, 720, 597
当連結会計年度中の 変動額						
剰余金の配当		_	_	△115, 514	_	△115, 514
親会社株主に帰属する当期純利益		_	I	736, 554	_	736, 554
自己株式の取得		_	ı	_	△112	△112
自己株式の処分		_	△5, 845	_	15, 155	9, 310
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)		-	-	_	-	_
当連結会計年度中の 変動額合計		_	△5, 845	621, 039	15, 042	630, 236
2022年3月31日残高		498, 707	529, 565	3, 501, 058	△178, 496	4, 350, 834

(単位:千円)

	その他の包括	5利益累計額	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
2021年4月1日残高	2, 277	2, 277	3, 722, 875
当連結会計年度中の 変動額			
剰余金の配当	_	_	△115, 514
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	736, 554
自己株式の取得	_	_	△112
自己株式の処分	_		9, 310
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)	△398	△398	△398
当連結会計年度中の 変動額合計	△398	△398	629, 838
2022年3月31日残高	1,879	1,879	4, 352, 713

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
- (1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社道都警備

- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法を適用した関連会社数

1社

会社等の名称

株式会社CSPパーキングサポート

② 持分法を適用しない関連会社の名称

KSE株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

口. 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により 算定)

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3~38年

機械装置及び運搬具 2~9年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資その他の資産

投資不動産については定額法を採用しております。

建物及び構築物 3年~43年

- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ.貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

口, 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループにおける主な収益は、顧客との警備請負契約から生じる収益であり、当該契約における一定の期間にわたる履行義務の充足につれて収益を認識することとしております。なお、警備請負契約は、契約料金が固定的な契約のほか、顧客と合意した時間単価等に基づく従量制の契約や日々の需要に合わせて受注する臨時契約がありますが、いずれも提供した警備サービスの実績時間に応じて顧客へ請求する権利が確定するため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項の定めを適用し、当該対価の額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社グループにおける主な収益は、顧客との警備請負契約から生じる収益であり、当該契約における一定の期間にわたる履行義務の充足につれて収益を認識することとしておりますが、従来の取り扱いから変更される事項はないため、収益認識会計基準等の適用による連結計算書類への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

期間区分※	施設警備分野	雑踏・交通誘導 警備分野	その他の分野	連結売上高合計
		自师为名		П Р1
常駐契約	4, 525, 622	453, 916	247, 199	5, 226, 738
臨時契約	1, 346, 405	1, 290, 692	133, 691	2, 770, 788
顧客との契約から 生じる収益	5, 872, 027	1, 744, 609	380, 891	7, 997, 527

※期間区分は、契約期間が1年以上の契約を常駐契約、1年未満の契約を臨時契約として分類しております。但し、常駐契約に付随した臨時契約を常駐契約に含むなど、実態に即した分類としております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
 - ① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

なお、契約資産はなく、契約負債は重要性が乏しいため記載しておりません。

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	664, 152
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	890, 810

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初予想される契約期間が1年以内の契約が多いこと、提供した警備サービスの実績時間に応じて収益を認識していることから、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数 普通株式 1,506,500株
- (2) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総 額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
2021年6月 29日定時株 主総会	普通株式	利益剰余金	115, 514千円	80円	2021年3月31日	2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 次のとおり決議を予定しております。

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の総 額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
29	022年6月 9日定時株 E総会	普通株式	利益剰余金	217, 319千円	150円	2022年3月31日	2022年6月30日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,600株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための設備投資計画や経営戦略的な投資計画に照らして、必要な資金は、主に自己資金で賄っておりますが、一部金融機関より調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。 投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており ます。

営業債務である支払手形及び買掛金と未払金は、半年以内の支払期日となっております。 借入金は、主に経営戦略に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相 手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、 財務状況の悪化等により回収不能となるリスクの早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握しており、その資金運用管理状況を定期的に関係 責任者へ報告しております。

- ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持な どにより流動性リスクを管理しております。
- ニ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	33, 092	33, 092	_
資産計	33, 092	33, 092	_
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	316, 660	315, 360	△1, 299
負債計	316, 660	315, 360	△1, 299

- (注)1 現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
 - 2 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借 対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	当連結会計年度		
运 为	(2022年3月31日)		
関係会社株式	43, 811		

- 3 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は100,000千円であります。
- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価: レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算

定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数用いている場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)					
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
株式	33, 092	_	_	33, 092		
資産計	33, 092	_	_	33, 092		

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

12/14/11/20 (2:22)						
マハ	時価(千円)					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含 む)	_	315, 360	_	315, 360		
負債計	_	315, 360	_	315, 360		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の評価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基 に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は東京都その他の地域において、賃貸用の物件を有しております。

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
526, 127	644, 975

- (注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいて自社で算定した結果(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額3,004円37銭1株当たり当期純利益金額508円60銭

8. 重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に、資本金の額の減少(減資)について付議することを決議しております。

(1) 減資の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

(2) 減資の要領

① 減少する資本金の額

資本金の額498,707,000円のうち398,707,000円を減少して、100,000,000円といたします。

② 減資の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替える ことといたします。

(3) 減資の日程(予定)

- ① 取締役会決議日 2022年4月12日
- ② 株主総会決議日 2022年6月29日
- ③ 債権者異議申述最終期日 2022年7月31日
- ④ 減資の効力発生日 2022年8月1日

(4) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。なお、本件は、2022年6月29日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	Week of A	資本剰余金			利益剰余金
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金
2021年4月1日残高	498, 707	468, 707	66, 703	535, 410	12, 500
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	_	-	-	_	_
当 期 純 利 益	-	_	_	_	_
自己株式の取得	-	-	1	_	_
自己株式の処分	_	_	△5, 845	△5, 845	_
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					_
事業年度中の変動額合計		_	△5, 845	△5, 845	_
2022年3月31日残高	498, 707	468, 707	60, 858	529, 565	12, 500

(単位:千円)

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	別途積立金	繰越利益剰余金	合計		
2021年4月1日残高	1, 540, 000	1, 215, 681	2, 768, 181	△193, 539	3, 608, 759
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	_	△115, 514	△115, 514	-	△115, 514
当 期 純 利 益	_	705, 790	705, 790	-	705, 790
自己株式の取得	_	_	-	△112	△112
自己株式の処分	_	_	-	15, 155	9, 310
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	_	_	_	-	_
事業年度中の変動額合計	_	590, 275	590, 275	15, 042	599, 472
2022年3月31日残高	1, 540, 000	1, 805, 956	3, 358, 456	△178, 496	4, 208, 232

(単位:千円)

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
2021年4月1日残高	2, 277	2, 277	3, 611, 037
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	_	_	△115, 514
当期純利益	_	_	705, 790
自己株式の取得	_	_	△112
自己株式の処分	_	_	9, 310
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△398	△398	△398
事業年度中の変動額合計	△398	△398	599, 074
2022年3月31日残高	1,879	1, 879	4, 210, 111

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- ① 資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - 2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により 算定)

- ② 固定資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物
 10年~38年

 機械及び装置
 6年~9年

 車両連搬具
 2年~6年

 工具、器具及び備品
 3年~17年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

ハ.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 投資その他の資産

投資不動産については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3~43年

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

當与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を 計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社における主な収益は、顧客との警備請負契約から生じる収益であり、当該契約における一定の期間にわたる履行義務の充足につれて収益を認識することとしております。なお、警備請負契約は、契約料金が固定的な契約のほか、顧客と合意した時間単価等に基づく従量制の契約や日々の需要に合わせて受注する臨時契約がありますが、いずれも提供した警備サービスの実績時間に応じて顧客へ請求する権利が確定するため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項の定めを適用し、当該対価の額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

① 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社における主な収益は、顧客との警備請負契約から生じる収益であり、当該契約における一定の期間にわたる履行義務の充足につれて収益を認識することとしておりますが、従来の取り扱いから変更される事項はないため、収益認識会計基準等の適用による計算書類への影響はありません。

② 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権 275千円 関係会社に対する短期金銭債務 16,713千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

 営業取引(収入分)
 1,719千円

 営業費用(支出分)
 169,935千円

 営業取引以外の取引(収入分)
 3,290千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式数の数

普通株式 57,704株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	19,043千円
未払事業所税	1,974千円
賞与引当金	15,166千円
長期未払金	4,073千円
貸倒引当金	85千円
資産除去債務	3,733千円
敷金償却費	2,545千円
その他	1,231千円
繰延税金資産合計	47,855千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	829千円
資産除去債務に対応する除去費用	2,491千円
繰延税金負債合計	3,320千円
繰延税金資産純額	44,534千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報 連結注記表と同一であります。

10.1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,905円94銭

1株当たり当期純利益金額 487円36銭

11. 重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に、資本金の額の減少(減資)について付議することを決議しております。

(1) 減資の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

(2) 減資の要領

① 減少する資本金の額

資本金の額498,707,000円のうち398,707,000円を減少して、100,000,000円といたします。

② 減資の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替える ことといたします。

(3) 減資の日程 (予定)

- ① 取締役会決議日 2022年4月12日
- ② 株主総会決議日 2022年6月29日
- ③ 債権者異議申述最終期日 2022年7月31日
- ④ 減資の効力発生日 2022年8月1日

(4) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。なお、本件は、2022年6月29日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としております。